

問題 5'

以下の [1] の X, [2] の Y の罪責を論じなさい。

[1] (X)は、銀行員を装って A 宅を訪れ、A に「通帳を新しいものと交換しますので、通帳と印鑑をお預かりします」と嘘を言い、これを信じた A から通帳と印鑑を受け取って A 宅を出た。その後、X の態度を不審に思った A が追いかけてきて、X に「通帳と印鑑を返してくれ」と言った。そこで、(X)は、A を力任せに何度も殴り、通帳と印鑑を持って逃走した。

[2] (Y)は、銀行員を装って B 宅を訪れ、B に「通帳を新しいものと交換しますので、通帳と印鑑をお預かりします」と嘘を言った。B は、通帳と印鑑を用意したものの、Y の態度を不審に思い、Y に「身分証明書を見せてくれ」と言った。そこで、(Y)は、B を力任せに何度も殴り、通帳と印鑑を B から奪って B 宅から逃走した。

A の占有する
財物

占有移転あり

財産上の利益
の取得

B の占有する
財物

占有移転なし

占有移転あり

〔問題5'について〕

問題5のテーマは、1項犯罪と2項犯罪の関係です。具体的には、「[1]のように、財物の占有を取得して1項犯罪が既遂に至った後、その財物の返還を免れるために相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えたときには、2項強盗罪の問題になる。それに対して、[2]のように、1項犯罪が未遂にとどまり、その後の暴行・脅迫によって財物自体を強取したといえるときには、1項強盗罪が成立する」ということです。

その際、なるべく身近な事例を素材にしようと思って、問題5を万引きによる窃盗の事例にし、「[1]では窃盗罪と2項強盗罪が成立する」と説明しました。これに対して、読者の方から、「[1]では、窃盗犯人が窃盗の機会の継続中に財物返還阻止目的で相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたのだから、2項強盗罪というより事後強盗罪が成立するのではないか」というご指摘をいただきました。窃盗犯人が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた場合、理論的には事後強盗罪と2項強盗罪の両方の可能性があり（本書235頁参照）、問題5の[1]でも、上記のように2項強盗罪の成立を認めることは可能ではありますが、ご指摘のとおり、事後強盗罪の成立を認めるほうが素直です（その場合は、窃盗罪と事後強盗罪の両方が成立するのではなく、事後強盗罪だけが成立することになります。本書111頁参照）。実際、本書でも、「窃盗の後は、事後強盗罪を疑え」（Method 18-2）と述べているところです。ご指摘、ありがとうございました。

そこで、問題5をアレンジし、問題5'を作ってみました。上述のとおり、1項犯罪と2項犯罪の関係を学ぶことがここでのテーマですので、事後強盗罪の可能性が生じないように、1項詐欺罪の犯人が被害者に暴行を加えたという事例にしました。また、問題5の解説（本書38-39頁の「Ⅳ 問題5を検討しよう」）を問題5'に対応させたものも作成しました。併せてお読みいただければと思います。

Ⅲ 問題5'を検討しよう

1 [1]のXの罪責を検討しよう

「[1]のXは、Aを殴って通帳と印鑑という財物を奪ったから1項強盗罪が成立する」と考えた人もいるかもしれません。そうでしょうか。上記の検討手順に沿って、[1]を検討してみましょう。

(1) 通帳と印鑑を持ち去った行為

財物を客体とする移転罪(1項犯罪)が成立するか、から検討します。

まず、他人の占有する財物はあるか(上記[ア]の検討手順①)というと、あります。通帳と印鑑です。通帳と印鑑は、AがA宅で所持していた有体物ですから、Aの占有する財物です。

次に、その通帳と印鑑がXの占有の下に移転したか([ア]②)というと、遅くともXが通帳と印鑑を持ってA宅を出た時点で、その占有がAからXに移転したといえます。

では、その占有移転は、どのような方法で行われたのでしょうか([ア]③)。Xは、Aに嘘を言って錯誤に陥れ、通帳と印鑑を交付させています。つまり、方法は詐取です。したがって、Xには1項詐欺罪が成立します。

(2) Aを殴った行為

それでは、XがAを殴った行為はどうでしょうか。XがAを殴ったのは1項詐欺罪が既遂に達した後、つまりXが通帳と印鑑の占有を取得した後ですから、この暴行によって通帳と印鑑の占有がAからXに移転したわけではありません([ア]①・②)。したがって、1項犯罪には当たりません。そこで、財産上の利益を客体とする移転罪(2項犯罪)が成立するかを検討してみましょう。

財産上の利益の取得があるか(上記[イ]の検討手順①)というと、Xは、Aを殴って逃走したことによって、既に占有を取得した通帳と印鑑を返還せずに済んだので、財物の返還阻止という財産上の利益を取得したといえます。そして、その利益をどのような手段で取得したか([イ]②)というと、Aが抵抗できない程度の暴行という手段を使っており、強取に当たります。したがって、2項強盗罪が成立します。

2 [2]のYの罪責を検討しよう

[2]についても、やはり財物を客体とする移転罪の成否から検討します。

[1]と同じく、通帳と印鑑は、Bが占有している財物です([ア]①)。Yは、これを詐取するためBに嘘を言いましたが、結局、Bは通帳と印鑑をYに交付しませんでした。つまり、1項詐欺罪は未遂にとどまるということになります。

ただ、その後、Yが通帳と印鑑を持ってB宅を出た時点では、その占有がYに移転したといえます([ア]②)。それはどのような手段だったかということ、YがBを殴るという強取でした([ア]③)。したがって、1項強盗罪が成立します。

